

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

◎ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
◎ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	3



◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2（略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6・7（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一〜三（略）

四 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

五〇八 (略)

三〇六 (略)

(輸出入の禁止)

第十五条 特定第一種国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの(以下この章において「登録要件」という。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

二〇一二 (略)

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

**第一条** 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 法第四条第五項の特定第一種国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

**第二条** 法第六条第二項第四号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の1の項、(4)の1の項、3の項及び4の項、(6)並びに(8)並びにハ

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第一の二

三 別表第一の表二の第二の(5)の1の項、2の項及び4の項、(9)の1の項、(10)の2の項、(11)、(14)、(19)、(24)、(25)、(32)の2の項、(34)の1の項、(36)、(37)、(43)並びに(44)に掲げる種の種子

（希少野生動植物種の器官）

**第三条** 法第六条第二項第四号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

(希少野生動植物種の加工品)

**第四条** 法第六条第二項第四号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

- 一 希少野生動植物種の個体の剥製その他の標本(剥製として製作する過程のものを含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。))を除く。)
- 二 別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定める物品(これらの物品として製造する過程のものを含む。)

(原材料器官等)

**第五条** 法第十二条第一項第四号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

(特定器官等の要件)

**第六条** 法第十二条第一項第四号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

(個体等の輸出入の要件)

**第七条** 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸出については、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 輸出しようとする国内希少野生動植物種の個体等(法第七条の個体等をいう。以下同じ。))が、法第九条の規定に違反して同条の捕獲等をされ、又は法第十二条第一項の規定に違反して同項の譲渡し等をされたものでないこと。
  - 二 次のイ及びロのいずれにも該当する旨の環境大臣の認定書の交付を受けていること。
    - イ 輸出が、国際的に協力して学術研究又は繁殖を目的とするものその他の特に必要なものであること。
    - ロ 輸出によって国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。
- 2 法第十五条第一項ただし書の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行す

る証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあっては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であった器官又はその個体若しくはその個体の一部であった器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は別表第一の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 第一項第二号の認定書の交付の手續その他同号の認定書に関し必要な事項は、環境省令で定める。

（個体等の登録の要件）

**第八条** 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等（当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。）であること。

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第七条関係）

（平27政380・全改、平28政51・平28政377・平29政233・平30政15・平30政19・一部改正）

表一

項	種名
第一	動物界
一	鳥綱
	(略)
	ホ たか目
	(1) たか科
	(略)
	(2) はやぶさ科
1	<i>Falco peregrinus furuitii</i> (シマハヤブサ)
2	<i>Falco peregrinus japonensis</i> (ハヤブサ)
	(略)
	チ すずめ目
	(1) あとり科
	(略)
	(2) みつすい科
	(略)
	(3) ひたき科
1	<i>Locustella pryeri pryeri</i> (オオセッカ)
2	<i>Luscinia komadori komadori</i> (アカヒゲ)
3	<i>Luscinia komadori namiyei</i> (ホントウアカヒゲ)
4	<i>Luscinia komadori subrufus</i> (ウスアカヒゲ)
5	<i>Zoothera dauma major</i> (オオトラツグミ)
	(略)

表二

項	種名
第一	動物界
一	哺乳綱
	(略)
	ロ 翼手目
	(1) おおこうもり科
1	<i>Pteropus dasymallus daitoensis</i> (ダイトウオオコウモリ)
2	<i>Pteropus pselaphon</i> (オガサワラオオコウモリ)
	(略)
二	鳥綱
	(略)
	ハ すずめ目
	(1) ほおじろ科
	(略)
	ニ ふくろう目
	(1) ふくろう科
	(略)
三	爬虫綱
	イ とかげ亜目
	(1) とかげもどき科
1	<i>Goniurosaurus kuroi wae kuroi wae</i> (クロイワトカゲモドキ)
2	<i>Goniurosaurus kuroi wae orientalis</i> (マダラトカゲモドキ)
3	<i>Goniurosaurus kuroi wae toyamai</i> (イヘヤトカゲモドキ)
4	<i>Goniurosaurus kuroi wae yamashinae</i> (クメトカゲモドキ)

5	<i>Goniurosaurus splendens</i> (オビトカゲモドキ)
(略)	
四 両生綱	
イ 無尾目	
(1) あかがえる科	
1	<i>Babina holsti</i> (ホルストガエル)
2	<i>Babina subaspera</i> (オットンガエル)
3	<i>Limnonectes namiyei</i> (ナミエガエル)
4	<i>Odorrana ishikawae</i> (オキナワイシカワガエル)
5	<i>Odorrana splendida</i> (アマミイシカワガエル)
ロ 有尾目	
(1) さんしょうお科	
1	<i>Hynobius abei</i> (アベサンショウウオ)
2	<i>Hynobius amakusaensis</i> (アマクササンショウウオ)
3	<i>Hynobius osumiensis</i> (オオスミサンショウウオ)
4	<i>Hynobius shinichisatoi</i> (ソボサンショウウオ)
5	<i>Onychodactylus tsukubaensis</i> (ツクバハコネサンショウウオ)
(略)	
五 条鰭亜綱	
イ こい目	
(1) どじょう科	
1	<i>Parabotia curtus</i> (アユモドキ)
(略)	
六 昆虫綱	
イ 甲虫目	
(略)	
(8) こがねむし科	
1	<i>Cheirotonus jambar</i> (ヤンバルテナガコガネ)
(略)	
ニ とんぼ目	
(略)	
(4) とんぼ科	
1	<i>Libellula angelina</i> (ベッコウトンボ)
(略)	
八 軟甲綱	
イ 十脚目	
(1) さわがに科	
(略)	
第二 植物界	
(1) さといも科	
1	<i>Arisaema abei</i> (ツルギテンナンショウ)
2	<i>Arisaema aprile</i> (オドリコテンナンショウ)
3	<i>Arisaema cucullatum</i> (ホロテンナンショウ)
4	<i>Arisaema heterocephalum</i> ssp. <i>okinawense</i> (オキナワテンナンショウ)
5	<i>Arisaema inaense</i> (イナヒロハテンナンショウ)
6	<i>Arisaema ishizuchiense</i> ssp. <i>ishizuchiense</i> (イシヅチテンナンショウ)
7	<i>Arisaema kuratae</i> (アマギテンナンショウ)
8	<i>Arisaema nagiense</i> (ナギヒロハテンナンショウ)
9	<i>Arisaema ogatae</i> (オガタテンナンショウ)
10	<i>Arisaema seppikoense</i> (セッピーコテンナンショウ)
11	<i>Pothos chinensis</i> (ユズノハカズラ)
12	<i>Rhaphidophora kortharthii</i> (サキシマハブカズラ)
13	<i>Rhaphidophora liukuensis</i> (ヒメハブカズラ)
(2) うまのすずくさ科	
(略)	

(3) ちゃせんしだ科	
(略)	
(4) めしだ科	
(略)	
(5) きく科	
1	<i>Crepidiastrum ameristophyllum</i> (ユズリハワダン)
2	<i>Crepidiastrum grandicollum</i> (コヘラナレン)
3	<i>Crepidiastrum lanceolatum</i> var. <i>daitoense</i> (ダイトウワダン)
4	<i>Saussurea mikurasimensis</i> (ミクラジマトウヒレン)
5	<i>Saussurea yakusimensis</i> (ヤクシマヒゴタイ)
(6) あぶらな科	
(略)	
(7) こばのいしかぐま科	
(略)	
(8) おしだ科	
1	<i>Ctenitis microlepigera</i> (コキンモウイノデ)
2	<i>Cyrtomium macrophyllum</i> var. <i>microindusium</i> (クマヤブソテツ)
3	<i>Dryopteris hangchowensis</i> (キリシマイワヘゴ)
4	<i>Polystichum obae</i> (アマミデンダ)
5	<i>Polystichum piceopaleaceum</i> (サクラジマイノデ)
(9) つつじ科	
(略)	
(10) とうだいぐさ科	
(略)	
(11) りんどう科	
(略)	
(12) いわたばこ科	
(略)	
(13) きんもうわらび科	
(略)	
(14) しそ科	
(略)	
(15) まめ科	
1	<i>Uraria picta</i> (ホソバフジボグサ)
2	<i>Vigna vexillata</i> var. <i>vexillata</i> (サクヤアカササゲ)
(16) ゆり科	
1	<i>Chionographis koidzumiana</i> var. <i>kurokamiana</i> (クロカミシライトソウ)
(17) ひかげのかずら科	
(略)	
(18) きんとらのお科	
(略)	
(19) のぼたん科	
(略)	
(20) やぶこうじ科	
(略)	
(21) すいれん科	
(略)	
(22) らん科	
1	<i>Anoetochilus formosanus</i> (キバナシュスラン)
2	<i>Anoetochilus koshunensis</i> (コウシュンシュスラン)
3	<i>Calanthe hattorii</i> (アサヒエビネ)
4	<i>Calanthe hoshii</i> (ホシツルラン)
5	<i>Cryptostylis arachnites</i> (オオスズムシラン)
6	<i>Cryptostylis taiwaniana</i> (タカオオオスズムシラン)
7	<i>Cypripedium guttatum</i> (チョウセンキバナアツモリソウ)

8	<i>Cypripedium macranthos</i> var. <i>macranthos</i> (ホテиаツモリ)
9	<i>Cypripedium macranthos</i> var. <i>rebunense</i> (レブンアツモリソウ)
10	<i>Cypripedium macranthos</i> var. <i>speciosum</i> (アツモリソウ)
11	<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)
12	<i>Gastrodia albida</i> (ヤクシマヤツシロラン)
13	<i>Gastrodia uraiensis</i> (タブガワヤツシロラン)
14	<i>Goodyera fumata</i> (ヤブミョウガラン)
15	<i>Habenaria stenopetala</i> (テツオサギソウ)
16	<i>Hancockia uniflora</i> (ヒメクリソラン)
17	<i>Hetaeria oblongifolia</i> (オオカゲロウラン)
18	<i>Liparis viridiflora</i> (コゴメキノエラン)
19	<i>Macodes petola</i> (ナンバンカモメラン)
20	<i>Malaxis boninensis</i> (シマホザキラン)
21	<i>Odontochilus hatusimanus</i> (ハツシマラン)
22	<i>Odontochilus tashiroi</i> (オオギミラン)
23	<i>Phaius mishmensis</i> (ヒメカクラン)
24	<i>Platanthera boninensis</i> (シマツレサギソウ)
25	<i>Platanthera okuboi</i> (ハチジョウツレサギ)
26	<i>Platanthera sonoharae</i> (クニガミトンボソウ)
27	<i>Platanthera stenoglossa</i> ssp. <i>iriomotensis</i> (イリオモテトンボソウ)
28	<i>Thrixspermum fantasticum</i> (ハガクレナガミラン)
29	<i>Vrydagzynea nuda</i> (ミツボシラン)
	(23) きじのおしだ科
	(略)
	(24) こしょう科
	(略)
	(25) とべら科
	(略)
	(26) はなしのぶ科
	(略)
	(27) ひめはぎ科
	(略)
	(28) たで科
	(略)
	(29) うらぼし科
1	<i>Drynaria roosii</i> (ハカマウラボシ)
2	<i>Leptochilus decurrens</i> (オキノクリハラン)
	(30) ひるむしろ科
	(略)
	(31) さくらそう科
	(略)
	(32) きんぼうげ科
1	<i>Callianthemum hondoense</i> (キタダケソウ)
2	<i>Callianthemum kirigishiense</i> (キリギシソウ)
	(33) くろうめもどき科
	(略)
	(34) ゆきのした科
	(略)
	(35) なす科
	(略)
	(36) きぶし科
	(略)
	(37) はいのき科
	(略)
	(38) ななばけしだ科

	(略)
(39)	ひめしだ科
	(略)
(40)	しなのき科
1	<i>Grewia rhombifolia</i> (ヒシバウオトリギ)
(41)	ほんごうそう科
	(略)
(42)	いらくさ科
	(略)
(43)	おみなえし科
	(略)
(44)	くまつづら科
	(略)

別表第二 国際希少野生動植物種(第一条、第二条、第八条関係)

(平27政380・全改、平28政51・平28政297・平28政377・平30政15・平30政19・一部改正)

表二

項	種名	適用日
第一	動物界	
	(略)	
二	鳥綱	
	(略)	
へ	たか目	
(1)	たか科	
	(略)	
(2)	コンドル科	
	(略)	
(3)	はやぶさ科	
1	<i>Falco araeus</i> (セーシェルチョウゲンボウ)	昭和55年11月4日
2	<i>Falco jugger</i> (ラガーハヤブサ)	昭和60年8月1日
3	<i>Falco newtoni</i> (マダガスカルチョウゲンボウ)	昭和55年11月4日
4	<i>Falco pelegrinoides</i> (アカエリハヤブサ)	昭和55年11月4日
5	<i>Falco peregrinus</i> (ハヤブサ)のうち <i>Falco peregrinus anatum</i> (アメリカハヤブサ)、 <i>Falco peregrinus babylonicus</i> (アカガシラハヤブサ)、 <i>Falco peregrinus furuitii</i> (シマハヤブサ)、 <i>Falco peregrinus japonensis</i> (ハヤブサ)及び <i>Falco peregrinus tundrius</i> (ホッキョクハヤブサ)以外のもの	昭和55年11月4日
6	<i>Falco punctatus</i> (モーリシャスチョウゲンボウ)	昭和55年11月4日
7	<i>Falco rusticolus</i> (シロハヤブサ)のうち <i>Falco rusticolus intermedius</i> (シベリアシロハヤブサ)以外のもの	昭和55年11月4日
	(略)	

別表第三 特定第一種国内希少野生動植物種（第一条関係）

（平27政380・全改、平28政51・平28政377・平30政15・平30政19・一部改正）

項	種名
第一	植物界
	(1) さといも科
1	<i>Arisaema aprile</i> (オドリコテンナンショウ)
2	<i>Arisaema cucullatum</i> (ホロテンナンショウ)
3	<i>Arisaema heterocephalum</i> ssp. <i>okinawense</i> (オキナワテンナンショウ)
4	<i>Arisaema inaense</i> (イナヒロハテンナンショウ)
5	<i>Arisaema ishizuchiense</i> ssp. <i>ishizuchiense</i> (イシヅチテンナンショウ)
6	<i>Arisaema kuratae</i> (アマギテンナンショウ)
7	<i>Arisaema nagiense</i> (ナギヒロハテンナンショウ)
8	<i>Arisaema ogatae</i> (オガタテンナンショウ)
9	<i>Arisaema seppikoense</i> (セツピコテンナンショウ)
	(2) うまのすずくさ科
	(略)
	(3) きく科
1	<i>Saussurea yakusimensis</i> (ヤクシマヒゴタイ)
	(4) あぶらな科
	(略)
	(5) おしだ科
	(略)
	(6) りんどう科
	(略)
	(7) ゆり科
1	<i>Chionographis koidzumiana</i> var. <i>kurokamiana</i> (クロカミシライトソウ)
	(8) らん科
	(略)
	(9) はなしのぶ科
	(略)
	(10) うらぼし科
	(略)
	(11) きんぼうげ科
1	<i>Callianthemum hondoense</i> (キタダケソウ)
2	<i>Callianthemum kirigishiense</i> (キリギシソウ)
	(12) ななばけしだ科
	(略)